

〔武家嚴制錄十四〕一春日禰宜訴論ニ付、御下知條々

定

一今度春日禰宜參府奉行所江訴之、年來長柄之傘指來候處、去比興福寺一觴代及社家方より、法式違背之由申之、從寺務も右之通雖被下知從先規指來、今更之儀ニ無之候旨、禰宜依返答、社家呼下、數度遂穿鑿候之處、古例無之ニ相極也、且又寺務よりも以五師役者記錄相越之、并社家禰宜雙方ニ而日記等及周覽之處、寺務之記者、長祿之比、社家之記者、應永年中以來、祭禮之節も度度、禰宜長柄傘給之と相見へ、禰宜日記、明應之時分る指來候由雖書載之、此度從社家方申出趣ハ、禰宜平日自分徘徊之節之儀也、地下人長柄傘甚過奢たるの間、向後御幣神供物奉之外者、自今以後堅可令停止事、

一禰宜不届有之而社頭出仕從社家停止之儀、唯今迄任社家心雖申付之、以後者社家中吟味之上、寺務并奉行所へ相達、更指圖、禰宜へ可申付之也、其外之儀者可爲有來通事、

一向後社家對禰宜正路にして、非道不可申懸之勿論、禰宜者敬社家無禮仕間敷事、
右之趣堅可相守之禰宜方々社家之儀、品々雖訴之、今般諍論之子細に無之、乍然社家總而奢侈之體ニ相聞へ候間、向後奉背御條目、違失社法於致私之訴論者可被處嚴科者也、

延寶六年十二月廿七日

社家中 禰宜中

松 山城守○中

〔有德院殿御實紀附錄十三〕王子村に御放鷹ありし時、飛鳥山のほとりにて、俄に春雨降出ければ、兼てうつくしみ玉へる亘といへる馬にめされ、片手綱にて、御右の手に長柄の傘をもたせ玉ひしが、ひとの手傘さしたるよりも、かるぐと見え玉ひぬ、後に風つよく吹出し、雨も降しきりけ